

一般社団法人日本小児看護学会
学術集会における筆頭演者欠席および演題取り下げ等について

【発表者の変更】

日本小児看護学会では、採択された演題は筆頭演者が責任を持って発表することを原則としています。しかし、不測の事態により筆頭演者が発表できない場合には、共同研究者が代理発表をしてください。

(1) 共同研究者の代理発表

筆頭演者が発表できないため共同研究者が代理発表する場合は、事前に「代理発表届出書」を学術集会運営事務局 (jschn36@procom-i.jp) に提出してください。発表当日に代理発表をする事態になった場合は学術集会演者受付に連絡してください。

代理発表の場合は、抄録およびプログラムの発表者（筆頭演者名）は書き換えられません。発表時に代理発表であることを報告のうえ発表してください。

(2) 演題取り下げ

単独発表で共同研究者がいない場合、共同研究者が代理発表できない場合、「演題取下届出書」を学術集会運営事務局 (jschn36@procom-i.jp) に提出してください。書類提出後は、演題取り下げの取り消しはできませんのでご注意ください。

演題を取り下げることができるのは、以下の場合です。

- ① 単独発表で、共同研究者がおらず、演者が学術集会に出席できない理由がある場合
- ② 筆頭演者が演題発表できない場合で、代理発表の都合がつかない理由がある場合
- ③ 演題採択後に、倫理的問題があることが判明し筆頭演者から「演題取下届出書」の提出があった場合

取り下げとなった演題は、演題発表の業績にはなりません。学術集会ホームページ上で、演題の取り下げと業績の削除について告知します。

(3) 発表者の無断欠席

演者または代理発表を行う共同研究者が連絡なく欠席した場合、原則として業績を削除し翌年度の学術集会への筆頭演者および共同演者としての演題登録を受け付けません。無断欠席になった演題は、演題発表の業績にはなりません。学術集会ホームページ上で、業績の削除について告知します。